

山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月1日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員の定数を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（臨時的の職に任用されるもの及び非常勤の職を占める者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 広域連合事務局職員の定数は、26人とする。

2 広域連合議会事務局の職員の定数は、5人（兼任）とする。

3 広域連合選挙管理委員会事務局の職員の定数は、5人（兼任）とする。

4 広域連合監査委員事務局の職員の定数は、5人（兼任）とする。

(定数外)

第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外とする。

(1) 地方公務員法の規定により休職中の職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をしている職員

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。